平成２６年（フ）第９７７３号
東京都小金井市本町２丁目９―15
債務者　河北　博司
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７９１号
神奈川県川崎市高津区野川3805　市営住宅２―701
債務者　太田　　香
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７９２号
東京都港区港南３丁目９―50―802
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８０２号
東京都板橋区蓮沼町37―10―205
債務者　橘　　規彰
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８０４号
東京都文京区大塚５丁目14―20―201
債務者　門戸　　肇
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８０７号
東京都練馬区光が丘１丁目２―531
債務者　野澤　憲子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１８号
東京都東久留米市下里３丁目11―12
債務者　石川　美佳
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２０号
東京都東大和市狭山１丁目1251―９
債務者　橋口　益夫
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２１号
東京都台東区東上野６丁目17―14―401　原方
債務者　大前　眞弓
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２３号
東京都杉並区高井戸東３丁目28―10―101
債務者　石塚　真一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２７号
千葉県佐倉市上志津1088―７
債務者　河村　泰行
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８２８号
東京都中野区東中野５丁目９―８―101
債務者　鈴木　勘知
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８３７号
埼玉県久喜市菖蒲町小林3292
債務者　岸　　智明
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８４４号
東京都文京区水道２―10―14―402、住民票上の住所埼玉県上尾市大字西貝塚143―６
債務者　橋本　　弘
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８４８号
埼玉県朝霞市本町２丁目４―６―503
債務者　片山　千秋（旧姓諸賀）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部